

名護市一般廃棄物処理施設 施設見学 実施要領

1 趣旨

この要領は、名護市一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）における施設見学（以下「見学」という。）に関し、実施方法等の必要な事項を定めるものとする。

2 目的

見学を通して、本施設における一般廃棄物の処理方法や処理能力を周知することにより、4Rやごみ分別への理解と協力を深めることを目的とする。

3 見学者の要件

一般の市民団体や企業等で構成される原則5名以上の団体。

但し、小・中学校の小規模校については、この限りではない。

なお、一度に見学できる人数の上限は30名程度とし、見学の希望時間が重複した場合は、先に申請をした者を優先する。

※小・中・高校生（高専生を含む）の団体は引率する教職員がいること。

※暴力団員及び暴力団と関係する団体は除く。

※通訳が必要な者がいる場合は通訳できる者を同伴させること。

4 見学日時

見学開始時間は、祝日及び12月27日～1月5日を除く月～金曜日の以下の時間帯とする。

① 9:00～11:00

② 14:00～16:00

※見学時間は約1時間とする。

※対応可能な本施設職員（以下「職員」という。）が不在 又は 本施設の運営に支障がある場合を除く。

5 申請方法

見学希望者は、事前に見学希望日時・人数・来場車両台数等を職員に連絡し、受け入れ可能の場合に限り申請書【様式1】を記入し、提出すること。

※申請者は、原則 見学する団体を引率する者（代表者）とする。

※申請の提出期限については、見学希望日の2週間前までとする。

※当日及び数日後の見学については、対応できませんのでご了承ください。

6 見学時の約束事項

①職員の指示や案内に従うこと。

②本施設の建物、設備、備品 又は展示物等の破損 及び汚損をしない。

③本施設敷地内での飲酒 及び喫煙は禁止とする。

④本施設に従事している者の作業に支障をきたす行為を禁止する。

⑤立入りを制限している場所への立入りを禁止する。

⑥動物・ペット類の帯同を禁止する。

以上の事項を守れない者がいると判断した場合は、見学を即中止し退場とする。

7 損害賠償

上記「見学時の約束事項」に違反するなど見学者に帰責する迷惑行為等があった場合は損害額を賠償すること。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、損害額を減額又は免除することができる。

また、本施設敷地内における車両事故、盗難、その他トラブルが発生した場合、本施設は一切の責任を負わない。

附則

この要領は、令和7年6月2日から施行する。